

給 3 — 7 4
令和 4 年 2 月 1 8 日

人事院事務総局給与局

給 与 第 三 課 長

定年前再任用短時間勤務職員等の勤勉手当の成績率の決定に係る業績評価の取扱いについて（通知）

標記について、下記のとおり取り扱うこととしたので、令和 5 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

なお、これに伴い、平成 2 8 年給 3 — 1 0 9 は廃止します。

記

国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）第 6 0 条の 2 第 2 項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 1 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 5 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）の採用された日以後における最初の勤勉手当の成績率を決定する場合において、当該職員の直近の業績評価（6 月期の勤勉手当にあっては前年 1 0 月 1 日から当年 3 月 3 1 日までの期間を、1 2 月期の勤勉手当にあっては当年 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間を評価期間とする業績評価のことをいう。）が、定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員としての業績評価であるときも、当該業績評価の結果を活用する。

以 上